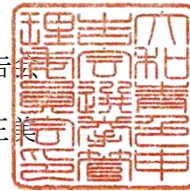


代議員選挙実施について

一般社団法人 大和青色申告会 正会員の皆様へ

令和2年9月11日

一般社団法人 大和青色申告会
選挙管理委員会
委員長 西海 正美

代議員選挙実施の件

一般社団法人 大和青色申告会の定款及び代議員選挙規程に基づき、下記の通り代議員選挙を実施することを公示いたします。

社員（代議員）規程

- 第3条 代議員は、一般社団法人 大和青色申告会の社員として総会に出席し、定款の定めに従い総会において本法人の重要事項について審議し議決権を行使する。
- 第4条 社員総会に出席できない代議員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は、その社員総会に出席する他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

1 代議員選挙要綱

- | | |
|----------------|--|
| (1) 被選挙人の資格 | 代議員選挙公示日における正会員 |
| (2) 選挙人の資格 | 代議員選挙公示日における正会員 |
| (3) 代議員の定数 | 60名～95名 |
| (4) 代議員の任期 | 一期2年 |
| (5) 投票方法 | 別に定める書式による無記名投票 |
| (6) 選挙日程 | |
| ① 公示 | 令和2年9月11日（文書、ホームページで公示） |
| ② 立候補受付期間 | 令和2年10月20日～令和2年10月27日まで
郵送の場合は、同日付の消印のあるものは有効とする。 |
| ③ 立候補の資格審査 | 令和2年10月30日 立候補者名簿確定 |
| ④ 投票用紙の発送 | 令和2年11月2日 郵送 |
| ⑤ 投票期間 | 令和2年11月10日～令和2年11月16日まで |
| ⑥ 投票会場 | 一般社団法人 大和青色申告会 事務局 会議室
所在地 大和市桜森2-3-9（クリオ相模大塚壺番館1階） |
| ⑦ 郵送による投票の受付期間 | 令和2年11月10日～令和2年11月16日まで
当日の消印のあるものは有効とする。 |
| ⑧ 開票、当選者決定 | 令和2年11月20日 |
| ⑨ 公示 | 令和2年11月27日（ホームページ） |

2 立候補を希望される方へ

- 立候補を希望される方は、所定の立候補届出書に必要事項を記入して、受付期間中に地区会長・業種支部長を経由して事務局宛てにご提出ください。（届け出の用紙は事務局にご請求ください。）
事務局 所在地 大和市桜森2-3-9（クリオ相模大塚壺番館1階）
- 会員番号、その他不明な点は、事務局にお問い合わせください。
- 一般社団法人 大和青色申告会の代議員選挙規程 第8条 第3項の規定に従い、立候補者の数が、代議員の定数と同じか少ない場合は、選挙を実施せず立候補者全員を代議員とします。
- 一般社団法人 大和青色申告会の代議員選挙規程第6条2項の規定に従い、立候補には自薦・他薦を問わず正会員である推薦者3名を必要条件とします。
- 推薦人は複数の候補者を推薦することができないこととなっておりますので、推薦人に他の候補者を推薦していないか確認してください。

一般社団法人 大和青色申告会 代議員選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人大和青色申告会（以下本会という。）定款第13条の規定に基づき、代議員選挙に関し必要な事項を定める。

(選挙区の区割り)

第2条 選挙区の区割りは、別表1に定める地区会及び各支部等（以下、「地区会等」という。）とする。

(正会員の所属)

第3条 正会員の所属する選挙区は、本会に登録した住所の属する地区会及び農業、税理士、歯科医師の各支部とし、農業支部は、各市毎の農業支部を選挙区とする。

2 本会の管轄外に住所を有する正会員の所属は大和南地区とする。

(定数)

第4条 代議員の定数は、選挙区ごとに定めることとし、別表1に定めるところによる。

2 正会員数の変動により、選挙区等毎の定数を変更する必要がある場合は、理事会の決議を経て改正する。

(公示等)

第5条 選挙管理委員会は、投票期間の初日の日から40日前までに、選挙期日、選挙すべき代議員の定数及び立候補の受付期間を公示し、立候補を受け付けなければならない。

2 立候補の締切日は、投票期間の初日の日から14日前とする。

(立候補の届け出)

第6条 立候補する正会員は、期日までに立候補届出書を別表1に掲げる選挙区の地区会長又は農業、税理士、歯科医師の各支部長等に提出しなければならない。

2 立候補には、自薦・他薦を問わず正会員である推薦者3名を必要条件とする。

3 立候補届出書の様式は、理事会の承認を経て別に定める。

(立候補者の補充)

第7条 地区会等は、前条により通知を受けた立候補者数が、第4条に定める定数に満たなかったときは、地区会等役員会の協議により、本人の同意を得て候補者を推薦することができる。なお、推薦する候補者の数は、地区会等定数から当該地区会等に所属する立候補者を減じた数とし、推薦された候補者は、立候補者とみなす。

(投票等)

第8条 選挙管理委員会は、投票期日の初日までに投票用紙を、選挙権を持つ正会員に送付しなければならない。

2 投票は、事務局に提出又は郵送するものとする。

3 投票期間は、その都度選挙管理委員会が定めるものとし、最終日までに届いたもの及び最終日の消印があるものを有効とする。

4 投票用紙は、複数記号様式とする。

5 開票は、選挙区の地区会長及び農業、税理士、歯科医師の各支部長等が立ち会う。

(当選人の確定)

第9条 当選人は、当該選挙区の定数において、得票数の多い者より順次定める。

2 当選を決めるに当たり得票数が同数であるときは、当該立候補者によるくじで決める。

3 立候補者が定数以内の場合は、その選挙区は無投票当選とする。

(欠員の補充)

第10条 代議員に欠員が生じた場合でも、原則として補充しない。但し、代議員の総数が定款第13条に定める最低の定数未満になった場合は、欠員となっている地区会等ごとに補欠選挙を実施する。

2 補欠選挙の方法は、前条までの規定を準用する。

(規程の変更)

第11条 この規程の変更は、理事会の決議を経て行う。

附則

1 この規程は、平成28年5月27日より施行する。

2 この規程は、平成28年9月9日より一部変更する。(第5条1項、第8条1・2・3項)

3 この改正規程は、平成29年10月31日より適用する。

別表1

選挙区等	所属支部等	会員数(人)※	代議員数
大和北地区 (地区会長 谷川元彦)	中央林間東、中央林間西、下鶴間、下鶴間北、南林間北、南林間西、南林間、南林間南、林間東、西鶴間、西鶴間1、西鶴間若草、鶴間	931	11人以上 15人以内
大和南地区 (地区会長 二見宣長)	草柳北、草柳南、草柳西、中央1、中央2、深見東、大和東1、大和東2、大和南、桜ヶ丘1、桜ヶ丘2、福田1、福田2、渋谷西、渋谷東、渋谷南1、(管轄外に住所を有する者)	1082	13人以上 19人以内
座間地区 (地区会長 大矢勝彦)	座間、入谷1、入谷2、立野台、栗原1、栗原2、栗原3、相武台1、相武台2、相模が丘1、相模が丘2、ひばり1、ひばり2、小松原	957	12人以上 16人以内
海老名地区 (地区会長 堀田勝彦)	柏ヶ谷1、柏ヶ谷2、柏ヶ谷3、国分1、国分2、上今泉、大谷・勝瀬、浜田・国分寺台、海老名4、中新田・さつき、杉久保・上河内、本郷・中河内、今里・社家、中野・門沢橋	850	11人以上 16人以内
綾瀬地区 (地区会長 石井茂)	落合、上土棚、中村、上深谷、綾北、寺尾南、寺尾北、早園、吉岡・綾西	575	7人以上 11人以内
大和農業支部 (支部長 村田裕司)	大和農業	391	1人以上 4人以内
座間農業支部 (支部長 鈴木健)	座間農業	134	1人以上 2人以内
海老名農業支部 (支部長 鈴木徹)	海老名農業	322	1人以上 4人以内
綾瀬農業支部 (支部長 川島好三)	綾瀬農業	311	1人以上 4人以内
歯科医師支部 (支部長 齊木稔)	大和・海老名・座間	24	1人以上 2人以内
税理士支部 (支部長 佐々木達也)	税理士	77	1人以上 2人以内
	合計	5654	60人以上 95人以内

※ 会員数については当該年度の4月1日における正会員数とする。